



がある。

本協議会ではこれらのことと十分に認識し、建設技能労働者の教育・訓練の充実策として、次の事項について積極的に取り組むことを申し合わせるものである。

なお、本協議会では検討に先立ち、協議会構成団体の代表的な技能労働者の「必要な技能・教育」、「生涯像」、「教育・訓練の場」等についての整理を行ったので、参考までに添付する。

1. 「現場作業所」における教育・訓練の充実について

建設業にとって、「現場作業所」は生産・利益追求の「場」であることは言うまでもないが、それと同時に教育・訓練を行う貴重な「場」でもある。

総合工事業者、専門工事業者が一体となって運営されている「現場作業所」こそ教育・訓練にとって重要かつ効果的な「場」であることを再認識し、その充実を図ろうとするものである。

現場作業所において、総合工事業者、専門工事業者が一体となって実施する教育・訓練では、労働安全衛生法に基づく「新規入場者教育」「安全会議」など、安全に関することが多く実施されている。

しかしながら「適切な指導者がいない」「指導の時間がとれない」「技能指導に適した教材がない」等、様々な問題が挙げられ、自主的、又は、技術・技能等施工面に関する教育・訓練は十分なものとはいえない。

このため、本協議会では次のことを骨子とする「現場作業所における教育・訓練体系」の整備、普及を図ることとし、また、その具体例として、別添のとおりの案を作成した。

- (1) 見習工、技能工B、技能工A、職長それぞれの、①担当工事に関すること、②建設全般に関すること、③安全に関すること等についての、教育内容の明確化
- (2) 現場作業所における教育・訓練の機会は、既存の「施工会議」、「安全会議」、「ツールボックスミーティング」、「安全講習会」「作業の中での技術、技能伝達」を積極的に活用。特に、「施工講習会」の創設等、技術、技能面の充実を図る
- (3) 指導体制（指導者、教材等）の明確化